

(仮称) 厚木市個人情報保護法施行条例等制定の考え方について

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、個人情報保護制度の全国統一のルールとなることから、同法に基づいて個人情報保護制度を運用していくため、(仮称)厚木市個人情報保護法施行条例等を制定します。

1 個人情報保護制度見直しの背景と法改正の概要

(1) 背景

国は、新たにデジタル庁を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進する方針を打ち出しました。これに伴い、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化に対応するため、支障となり得る法制上の不均衡・不整合を是正する必要が生じました。

法制上の不均衡・不整合とは？

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国（法律）や地方公共団体間（各条例）で規定や運用が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、公立病院でデータ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定の在り方が異なる。 など

(2) 法改正の概要

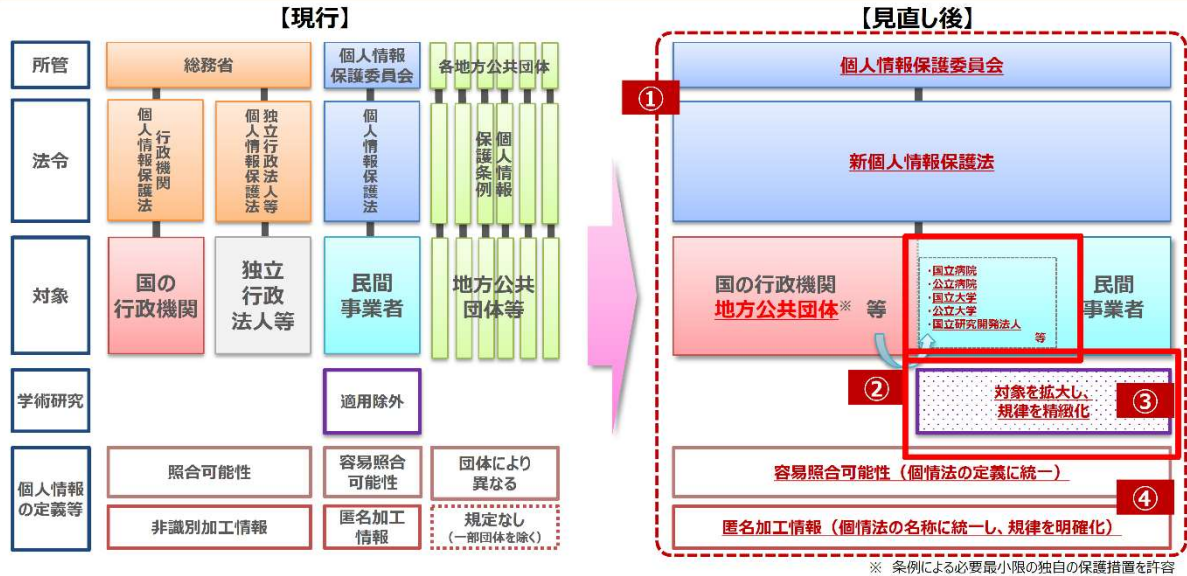
デジタル社会の形成を目指し、必要な施策を迅速かつ重点的に推進し、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的として、昨年、デジタル社会形成基本法が制定され、あわせて、デジタル社会形成に向けて必要な規律を整備するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の関係法律が改正されました。

個人情報の保護に関する法律の主な改正点

- ・ 個人情報の保護に関する法律（主に民間対象）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（国の行政機関対象）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の統合による個人情報保護制度の全国的な共通ルール化
 ▶ 地方公共団体も個人情報の保護に関する法律が直接適用
- ・ 個人情報保護制度全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ・ 個人情報の定義等を国、民間、地方で統一化
- ・ その他、医療分野・学術分野の規制統一のため、国公立の病院、大学等に対して原則民間の規律を適用 等

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



出典：個人情報保護委員会資料
「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について
概要資料から【抜粋】

2 新条例制定の考え方

これまで、地方公共団体における個人情報保護制度の運用については、直接適用される法律がありませんでしたので、地方公共団体がそれぞれの条例で制度運用のルールを定めていました。

しかしながら、今回の法改正による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）は、国の行政機関、独立行政法人等、民間、そして、地方公共団体もその対象とした個人情報保護制度の全国共通ルールとされたため、改正法施行後は、本市においても改正法の規定に基づき制度を運用することとなります。

そのため、地方公共団体が個人情報保護制度の運用について条例で定めることができる内容は、法律から委任された事項や、条例での規定が許容される事項に限定されます。

こうしたことから、本市では、改正法による個人情報保護制度を運用するための条例として、（仮称）厚木市個人情報保護法施行条例（以下「新条例」といいます。）を制定し、次に掲げる項目を定めることとします。

(1) 条例の趣旨に関する規定について

新条例は、改正法の施行に関し必要な事項を定めるものであることを規定します。

(2) 用語の定義に関する規定について

新条例において使用する用語の意義を規定します。

(3) 個人情報取扱事務登録簿について

改正法では、対象者数1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられましたが、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表は、任意とされました。

本市では、現行条例に基づき、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル登録簿を作成し、公表しています。個人情報取扱事務登録簿については、本市が保有する個人情報に市民の皆様がアクセスしやすくするためのツールであることから、作成及び公表することを新条例に規定します。

個人情報ファイル簿とは

事務や事業を行うため、氏名や生年月日などの個人情報を検索できるように、体系的に構成した個人情報ファイルについて、その名称や利用する事務、目的などの内容を記載した帳簿

現行条例
対象者100人以上



改正法の規定どおり
対象者1,000人以上

個人情報取扱事務登録簿とは

個人情報について、事務の名称、個人情報の取扱いの概要等を登録した帳簿

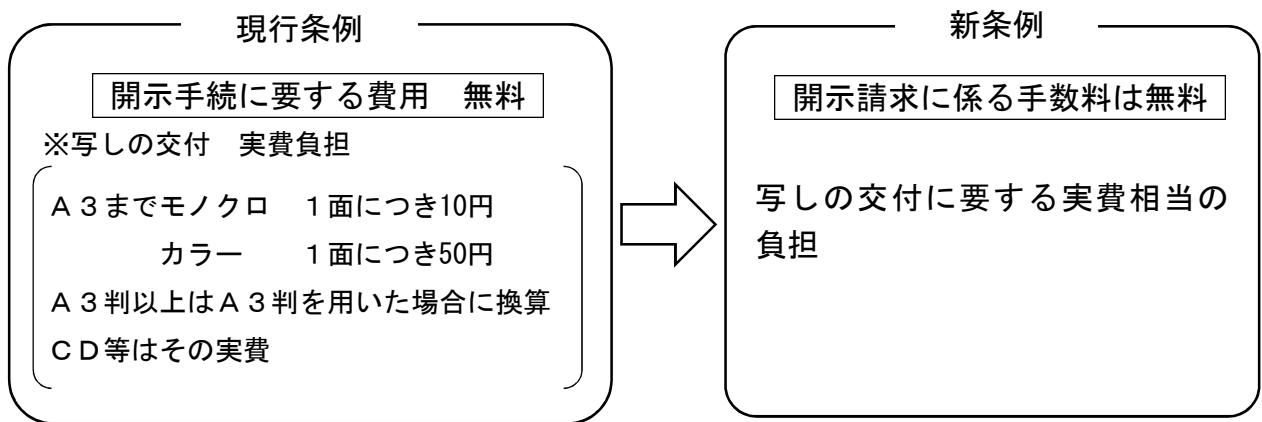
(4) 開示請求に係る手数料について

改正法では、地方公共団体の機関に対して個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内で手数料を納めなければならないと規定されています。

現行の厚木市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）では、開示の手續に要する費用は無料としており（第30条）、資料の写しを交付する場合の実費（複写代金等）を負担していただいています。

本市では、個々の個人情報の開示に係る市の負担が一定ではないこと、請求者が必要とする個人情報の内容・量によっては手数料額に不公平感が生じかねない

ことなどから、現行の運用を踏襲することとし、新条例においても開示請求に係る手数料は無料とし、資料の写しの交付に係る実費を負担していただくこととします。



(5) 訂正請求及び利用停止請求について

改正法では、訂正請求及び利用停止請求について、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないとされていますが、現行条例では、保有個人情報の開示を前提としていませんので、新条例においても、請求者の利便性を考慮し、開示請求をしなくとも訂正請求及び利用停止請求ができることとします。

(6) 個人情報保護審査会の設置について

改正法では、開示決定等に係る審査請求があった場合は、行政不服審査法第81条に基づき設置された附属機関に対して諮問しなければならないと規定されています。

また、改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができると規定されました。

本市では、現行条例において、審査請求について調査審議するための附属機関として個人情報保護審査会を設置し、審査請求の審査について諮問するとともに、個人情報保護制度の運用について御意見を聴きながら、円滑に制度運用を図ってきました。新条例においても、これまでと同様に個人情報保護審査会を設置し、諮問等をすることを規定します。

なお、新条例に基づき設置する個人情報保護審査会については、審査請求に係る審査が基本的な役割となることから、委員にはより高度な専門的知見が求められますので、別に設置している行政不服審査会との整合を図るため、委員の公募は行わないこととします。

審査会の概要

- 名 称 : 厚木市個人情報保護審査会
設置目的 : 諮問に応じ審査請求について調査審議するため
所掌事項 : 審査請求について調査審議すること。
個人情報保護制度の適正な運用について実施機関に意見を述べる
こと。
構 成 : 委員5人以内
委 員 : 個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者
任 期 等 : 2年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)。再任可
そ の 他 : 委員には守秘義務あり
審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則事項

現行の審査会所掌

- ・審査請求について調査審議すること。
- ・目的外の個人情報の取得、利用及び提供、要配慮個人情報の取扱い、オンライン結合による提供について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。



新条例の審査会所掌

- ・審査請求について調査審議すること。
- ・個人情報保護制度の適正な運用について実施機関に意見を述べること。

※ 情報公開決定等に係る審査請求について諮問するための附属機関として厚木市情報公開条例に基づき設置している情報公開審査会についても、情報公開分野における行政不服審査の専門機関であることから、個人情報保護審査会と同様に委員の公募をしないこととするための条例改正をします。

(7) 罰則について

実施機関の職員(職員であった者)、受託業務等に従事している者(従事していた者)や不正の手段によって保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則については、改正法の適用を受けることとなります。

しかし、現行条例で定めている罰則のうち、個人情報保護審査会委員を対象とした守秘義務違反及び市外における守秘義務違反に対する罰則については、改正法には規定が存在しません。

本市において審査請求について調査審議するため設置している厚木市行政不服審査会及び厚木市情報公開審査会の委員に対する罰則との整合を図る必要もあることから、個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を新条例に規定します。

各種審査会の守秘義務違反に対する罰則（現行）

個人情報保護審査会

守秘義務違反（市外含む。） … 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政不服審査会

守秘義務違反 … 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

情報公開審査会

守秘義務違反 … 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 罰則については、地方検察庁協議を経て規定します。

(8) 新条例の施行日について

改正法の施行日に合わせて、令和5年4月1日とします。

3 改正法により条例で定めることを委任等されているその他の事項について

次の事項は、改正法により条例で定めることが許容されているものですが、新条例制定時においては、規定しないこととします。

(1) 開示決定等の期間について

現行条例では、開示請求から開示決定までの期間は15日、事務処理上、保有個人情報の特定が困難な場合などは45日延長できることとし、保有個人情報の訂正又は利用停止についても同様に、請求から決定までの期間は15日、事務処理上困難な場合などは45日延長できることとしています。

改正法では、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求から決定までの期間を30日、期限の延長を30日とし、条例で定めるところにより期間を短縮することはできませんが、延ばすことはできないこととされています。期限の延長を含めた合計の期間は、現行条例と変わりませんので、改正法による運用とすることとします。

	現行	改正法
開示、訂正又は利用停止請求から決定までの期間	15日	30日
期限の延長	45日	30日
合計期間	60日	60日

(2) 要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴など）について

改正法では、地域の特性に応じた要配慮個人情報を条例で定めることができることとされました（条例要配慮個人情報）。本市の要配慮個人情報の内容は、改正法と同一であるため、新条例制定に当たって定める要配慮個人情報はありません。

(3) 情報公開条例の非公開情報との整合について

情報公開条例の非公開情報のうち、改正法にはない事項については、新条例に定めることができることとされました。厚木市情報公開条例に定める非公開情報は、改正法の不開示情報の規定において網羅されていることから、新条例制定に当たって定める非公開情報はありません。

(4) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料について

民間事業者からの提案に応じて行政機関等匿名加工情報を提供することにより、新たな事業やサービスの創出につながることを期待され、個人情報の利活用を促進しようとするために提案制度が設けられましたが、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、当分の間、実施は任意とされています。

匿名加工情報の作成には、安全管理措置を講ずる必要があり、提案募集制度の導入については、慎重に検討する必要があるため、新条例制定に当たっては、提案募集に係る手数料は規定しないこととします。

匿名加工情報とは

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報をもとに復元できないようにした情報のことをいいます。

4 その他

(1) 口頭による開示請求について

現行条例では、開示請求は原則書面によることとし、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については口頭による請求ができる旨の特例を規定していますが、改正法では、開示請求の方法について、書面によることとされ、口頭による請求は認められないこととされましたので、新条例では口頭による請求については規定しないこととします。

(2) 規則で定める事項について

改正法施行令では、開示請求の決定により写しの送付に要する費用について、地方公共団体の規則で定める方法で納付することとされました。本市では、郵送料は切手による支払としているため、規則で同様の方法とすることを規定します。

(3) 現行条例、規則等の廃止等について

改正法の施行に合わせて、現行条例は、令和5年3月31日限りで廃止する予定です。それに伴い、厚木市個人情報保護条例施行規則及び各行政委員会等において制定している厚木市個人情報保護条例施行規則（規程）も廃止する予定です。

また、厚木市個人情報保護審査会規則を改正するとともに、2(5)個人情報保

護審査会の設置についてにおいて触れたように、情報公開審査会の委員の選出区分を変更するため、厚木市情報公開条例を改正します。

(4) 地方公共団体の議会について

国会や裁判所が改正法による個人情報の取扱いに係る規律の対象外となっていることとの整合を図るため、改正法では、基本的に議会は地方公共団体の機関から除外され、行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておられません。議会の自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいとされています。

現行条例においては、市議会も実施機関として位置付け、制度を運用してきましたが、今後は、市議会の個人情報保護に必要な事項については、市議会が独自に例規を整備する必要があります。

(5) 死者の個人情報について

現行条例では、一定の条件の下、死者を本人とする保有個人情報の開示を請求できる規定を設けておりますが、改正法では、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合に、当該生存する個人に関する情報として開示請求の対象とされました。そのため、死者のみの情報については、改正法に基づく開示請求等の対象外となりましたので、新条例には、死者に関する情報については規定しないこととしますが、死者の個人情報を必要とする方に対しましては、今後も現行条例に準じた扱いをしていきます。

5 新条例制定スケジュール

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
庁議 個人情報保護審査会		意見交換会 個人情報保護審査会	庁議	パブリックコメント	庁議・例規審査会 個人情報保護審査会	議案準備	市議会12月定例会議提案		条例施行準備(周知)		条例施行 4/1～